

令和5年度 第4四半期原子力規制検査結果について

令和6年5月15日に、原子力規制委員会から令和5年度第4四半期の間に実施した原子力規制検査（原子力施設安全及び放射線安全に係る基本検査）の結果が通知されました。通知された検査指摘事項は以下の通りです。

発電所	件名	事象、指摘内容	重要度 ／深刻度
美浜	3号機 中央制御室非常用循環ファン起動試験の不適切な実施	令和5年11月22日、美浜発電所3号機の中央制御室非常用循環ファン起動試験において「A制御建屋外気取入第1ダンパ」の動作状況を中央制御室監視・操作用ディスプレイ（以下「VDU」という。）にて確認したところ「調整開」状態から「閉」とならなかった。 そのため、運転員が現場確認を行ったところ、当該ダンパの開度計は「閉」になっていたため、ダンパの動作に関連する設備（ポジションスイッチBOX及びその駆動部）の触診を行い、VDU表示が「閉」となったため、事業者は結果「良」と判定し試験を終了した。 しかしながら、VDU表示で「閉」とならなかった時点で試験を中断せず継続したことは試験の手順として不適切であった。	緑／SLIV (通知なし)
美浜	3号機 重大事故等対処設備の走行用燃料等の不十分な検討による事故収束対応を7日間維持するために必要な資機材の未整備	令和5年10月12日から13日まで美浜発電所3号機で実施された重大事故等対応に係る「現場訓練による有効性評価の成立性確認」において、事業者が重大事故等対処設備（以下「SA設備」という。）の資機材である可搬式オイルポンプの駆動用燃料について、事故収束対応を7日間維持するための必要量及び備蓄方法を十分に検討しなかったことにより、計画的に備蓄をしていないこと並びに設置変更許可申請書添付書類十に記載の給油手順及び軽油缶を整備していないことを原子力検査官が確認した。また、SA設備の走行用燃料についても、計画的に備蓄をしていないことを確認した。	緑／SLIV (通知なし)
高浜	1、2、3、4号機 重大事故等対処設備の走行用燃料等の不十分な検討による事故収束対応を7日間維持するために必要な資機材の未整備	令和6年1月10日から11日まで高浜発電所で実施された重大事故等対応に係る「現場訓練による有効性評価の成立性確認」において、令和5年度第3四半期の検査継続案件「美浜発電所3号機 可搬式オイルポンプを7日間動作させるために必要な燃料の補給手順等の未整備」の高浜発電所の状況を確認したところ、事業者が重大事故等対処設備の資機材である走行用燃料について、事故収束対応を7日間維持するための必要量及び備蓄方法を十分に検討しなかったことにより、計画的に備蓄をしていないこと及び給油に必要な石油ポンプ等が整備されていないことを原子力検査官が確認した。	緑／SLIV (通知なし)
高浜	1号機 不適切な保全によるB-給水ブースタポンプ入口配管ベント管からの蒸気漏れ	令和6年1月21日、運転中の高浜発電所1号機において、運転員が巡回点検中にタービン建屋1階面にあるB-給水ブースタポンプ（以下「ポンプ」という。）入口配管の一部から僅かな蒸気漏れを確認した。このため、待機中のCポンプを起動し、Bポンプを停止した。その後、運転中のAポンプのグランド部からのドレン量が通常より多いことを確認したため、当該ポンプを停止した上で点検することとした。これらにより、運転中のポンプが1台となることから、当直課長が電気出力を40%まで低下させ	緑／SLIV (通知なし)

発電所	件名	事象、指摘内容	重要度 ／深刻度
		<p>た。 今回の蒸気漏れは、第21 回定検開始前（平成14 年）に実施した当該ベント管の振動測定後の上部架台梁の復旧作業時及びその後の日常点検において、ベント管頂部と架台梁との接触状況を十分確認できていなかったことが原因であると推定された。</p>	
高浜	4号機 不適切な工程管理による使用済燃料ピットの水位変動	<p>令和6年1月11日、定期検査中の高浜発電所4号機において、燃料移送装置GOスイッチ（リミットスイッチ）取替え作業に伴い、燃料取替チャンネル（以下「チャンネル」という。）水抜きを行う必要があり、その準備作業としてA使用済燃料ピット（以下「ピット」という。）とチャンネル間にストップログ（閉止板）の挿入操作を実施していた。</p> <p>本来は、AピットはAトレン（AピットポンプとAクーラ）、BピットはBトレン（BピットポンプとBクーラ）により冷却を行うところ、Bトレンは原子炉補機冷却系が点検中のため使用できなかったことから、Aトレンにより、Bピットから取水しAピットに注水する系統で両ピットを冷却していた。この状態はストップログを挿入すべき系統構成とはなっていなかった。しかしながら、事業者から作業責任者（協力会社）への確認が不十分であったため、当日の作業内容について、事業者はストップログ挿入準備、作業責任者はストップログ挿入と両者の認識に乖離が生じ、ストップログが挿入された。</p> <p>このため、ストップログを挿入することにより、AピットとBピットが分離され、AピットからBピットへの流れ込みがなくなったことから、Aピットの水位上昇及びBピットの水位低下が生じ、Aピット水位注意（高）及びBピット水位注意（低）の警報が発信した。</p>	緑／SLIV (通知なし)
高浜	3、4号機 不十分な是正処置による非常用ディーゼル発電機室等における火災感知器の不適切な設置	<p>事業者は、令和3年度第1四半期の検査指摘事項「高浜発電所3号機 ほう酸ポンプ室前の通路に設けられた煙感知器の不適切な箇所への設置」及び「高浜発電所4号機 充てん／高圧注入ポンプ配管室における煙感知器の不適切な箇所への設置」に対し、改善活動を行っていたが、令和5年5月の高浜発電所1号機の使用前検査における気付き事項「火災感知器の不適切な設置」を受け、改めて高浜発電所3、4号機に設置されている火災感知器について調査したところ「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書（工事計画認可申請 資料7 高浜発電所3、4号機）」の要件を満足していない火災感知器が合計159個あることが、新たに確認された。</p>	緑／SLIV (通知なし)

以上